

子育て世代包括支援センターにおける事業について

1 経緯

(1) 概要

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、「妊娠・出産包括支援事業」における「子育て世代包括支援センターの整備」として、平成26年度補正予算から厚生労働省所管において実施されることとなった（H27.3健康増進課内に子育て世代包括支援センター設置。保健師1名体制）

2 平成27年度の取り組み

平成27年4月より、友部保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、専任の保健師2名体制で事業開始。主な事業は以下のとおり。

- ① ハイリスク妊婦、産婦への支援計画作成及び家庭訪問等による継続支援
- ② 産前と産後の電話支援（全数）
- ③ 子育て支援センターにおける健康相談（月1回×3か所）
- ④ 連絡協議会の設置及びケース検討会の実施によるネットワークの構築化

3 平成28年度の新規事業

平成27年度の事業に加え、嘱託助産師を配置し、下記により新たな事業を実施。

⑤ 産後ケア事業

（内容）出産後、家族から支援が得られない産婦に対し、委託医療施設において産後のケア（デイサービスによる母子への心身のケアや育児サポート）を実施
（利用料）2割自己負担（市町村民税非課税世帯は1割自己負担。生活保護受給世帯は全額公費負担。）

⑥ 産前・産後サポート事業（パートナー型）保健師・助産師による

（内容）妊娠・出産に関する悩み等について、保健師の「パートナー型」による個別相談
助産師の「パートナー型」による個別相談（主に母乳相談等）

⑦ 産前・産後サポート事業（パートナー型）子育て経験者等による

（内容）子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代（社会福祉協議会の傾聴ボランティア等に協力依頼）により妊産婦等の自宅や公共施設等で個別の相談に対応する。

⑧ 産前・産後サポート事業（参加型）

（内容）「参加型」による小集団の「かさママサロン」を実施

4 平成29年度の事業体制（内容）

- ・ 上記①～⑧の事業継続
- ・ 市内産婦人科施設との継続的な連携会議の実施（隔月）